

令和 6 年 2 月 農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和6年2月20日(火)

開会 午前 9 時 3 0 分

閉会 午前 1 0 時 3 2 分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階第3委員会室

3. 出席者の状況

番号	委 員 氏 名	出欠
1	天 本 純 子	出
2	黒 田 和 彦	出
3	酒 井 恵 美	出
4	佐 藤 幸 信	出
5	篠 原 浩 二	出
6	田 代 英 毅	出
7	豊 増 義 治	出
8	永 渕 久 雄	出
9	久 富 正ノ介	出
10	松 隈 清 志	出
11	松 雪 昭 俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

7 番 豊増 義治 委員 8 番 永渕 久雄 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 江田 征樹

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第3号	農用地利用集積計画について	26件
議案第4号	農地移動適正化あっせん事業について	3件
報告第1号	農地法第18条の規定による通知について	2件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 武田 隆洋 江田 征樹

6. その他出席

傍聴者 1名

議長

それでは、ただいまより令和6年2月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号7番、〇〇〇〇委員と議席番号8番、〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について4件、15筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について4件、15筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の案件につきましては、譲渡人の所属法人である譲受人への所有権移転でございます。譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付をされていることから農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

7番委員

7番、〇〇ですけど、農業法人ではないですよね、所属法人っちゅうて。売買はされているんですけど、条件とかは全部クリアーされているんですか。

議長

事務局、お願いします。

事務局

所有にあたっての条件について、事務局のほうで確認をさせていただいて満たしているところを確認しておるところでございます。

以上になります。

議長

はい、〇〇委員。

7 番委員

今、耕作はしていないけど、耕作はするということですか。

議長

はい、事務局、お願いします。

事務局

営農計画のほうで飼料を、トウモロコシや大豆といったものについて栽培をされるということで、計画を立ててあるところでございます。

以上になります。

議長

ほかに、ございませんか。

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 1 号、番号 1 の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 1 号、番号 2 の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 1 号、番号 2 の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から新規就農を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付されていることから農地法第 3 条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第 1 号、番号 2 の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号3の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号3の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、営農計画書も添付をされていることから農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号3の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号4の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号4の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、営農計画書も添付をされていることから農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号4の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ありませんか。

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号4の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について4件、28筆でございます。

議案第2号、番号1の案件につきまして審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、所有権移転に係るものについて4件、28筆の申請がございました。

それでは、3ページから5ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、物流施設を建てるために転用申請をされたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、調整池を経由し南北の水路へ放流される計画となっております。

2 ページに位置図、それから 3 ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほど、よろしくお願いいたします。

農地区分につきましては、高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路のインターチェンジから概ね300m以内の範囲であり、第3種農地と判断をいたしております。

許可の基準といたしましては、第3種農地は原則許可できることから、農地転用は許可し得ると判断をいたしております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

地元の委員さんから、何かありませんか。

〇〇委員、お願いします。

3 番委員

3 番、〇〇です。担当委員として申し上げます。

2月16日に会長と〇〇委員、事務局の方で、私は仕事の都合で別の日に事務局の方と現地を確認しました。

今回の申請地は、鳥栖インターチェンジに程近い〇〇町の中の農地です。申請者は、物流施設にするため転用申請されたものです。

現地確認の際に排水についての説明も受けましたが、今回の農地転用申請について特に問題等はないと思われます。

以上となります。

議長

ただ今、〇〇委員から御意見をいただきましたが、ほかにはございませんか。

議長

はい、〇〇委員。

9 番委員

9 番、〇〇です。ちょっと、これとは直接関係なかばってん。ここは大体、水資源の灌排の受益地ね。土地改良区の話ばってん、参考までに。

議長

はい、〇〇委員どうぞ。

11番委員

11番の〇〇でございます。申請地の東側、今工事始まっておりますが、ここは、この2期工事の分と一緒にございまして、ここは土地改良区の分の水資源には入っておると思います。

以上でございます。

議長

ほかに、ございませんか。

はい、〇〇委員どうぞ。

6番委員

6番の〇〇です。質問なんですけれども、隣接地と一体利用ということが1ページに記載されてありますけれども、隣接地というのはこの南側の駐車場ということでいいんでしょうか。

議長

はい、事務局、お願いします。

事務局

おっしゃるとおり南側に1筆、現在は駐車場として別の会社が使われているところがありますので、そのところをちょっとまたいだような形での一体利用ということでなっておりますのでございます。そういったところでの表現で、隣接地と一体となっております。

以上になります。

議長

よろしいですか。

ほかに、ございませんか。

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1番の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、番号2、番号3の案件につきましては、関連することから一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、5 ページ、6 ページをお願いいたします。

議案第 2 号、番号 2、番号 3 の申請の詳細につきましては、別冊資料 1 の農地転用許可申請審査調書の 4 ページから 6 ページを御参照願います。

それでは、別冊資料 1 の 4 ページをお願いいたします。

この案件につきましては、譲受人は土木建設業を営んでおりますが、資材置場が不足してきたことから申請地を資材置場とするため申請に至ったものでございます。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は中央水路へ放流される計画となっております。

5 ページに位置図、それから 6 ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくをお願いいたします。

農地区分につきましては、番号 2 は概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第 1 種農地、番号 3 は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であり第 2 種農地とそれぞれ判断しております。

許可の基準といたしましては、第 1 種農地の立地基準では原則不許可となっておりますが、例外許可として、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものという事項がございます。今回の申請は隣接する第 2 種農地と同一の目的での利用であり、第 1 種農地の占める割合も全体の 3 分の 1 を超えていないことから農地転用は許可し得ると判断をしております。第 2 種農地につきましては第 3 種農地に立地困難な場合、許可できることから、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第 2 号、番号 2、番号 3 の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので質疑を求めますが、議案第 2 号、番号 2、番号 3 の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限に該当いたしますので ○○○○委員の退席を求めます。

(1 番委員退室)

議案第 2 号、番号 2、番号 3 の案件について、質疑を求めます。

地元の委員さんからは何かございませんか。

はい、○○委員どうぞ。

8 番委員

〇〇です。私も現場の近くを作っていますけど、見て全然大丈夫だと思いました。よろしくをお願いします。

議長

ただ今、〇〇委員から御意見をいただきましたが、ほかにはございませんか。

はい、〇〇委員どうぞ。

6 番委員

6 番、〇〇です。先ほど事務局の御説明の中で、1 種農地の転用について、隣接地と一体として利用するというので、同じ事業を目的として必要なときということで御説明があったところですけども。その中で面積について、全体の 3 分の 1 以下であるというようなお話がありましたが、全体に占める面積がどの程度かっているところが、許可の基準になっているかどうかというところを確認したいんですが。

議長

事務局、お願いします。

事務局

先ほどの質問の中でもありましたけれども、3 分の 1 を超えない範囲でということで 1 種農地のほうの面積が範囲内で収まっていれば、1 種農地でも許可可能ということになっていくところがございます。

以上になります。

議長

よろしいですか。

はい、〇〇委員。

6 番委員

すいません、要件としては 3 分の 1 というあたりを要件にされているということなんですけれども、その基準を設けられている理由というのは、2 種農地のほうが 3 分の 2 以上あって 1 種農地が 3 分の 1 にとどまるのであれば、2 種農地が転用許可できるようなときは 1 種農地も隣接地として許可し得るというような、それほど影響が大きいというような、そういった御趣旨で、そういった要件になっているんでしょうか。

議長

事務局、お願いします。

事務局

趣旨としてはそういった内容のところ、全体的に占める面積の割合が 2 種、もしくは 3

種というところが3分の2以上あるということであれば、1種農地につきましては、3分の1以下というところで、影響は少ないというふうに判断できるというところの基準だと考えております。

以上になります。

議長

ほかに、ございませんか。

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号2、番号3の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(1番委員入室)

次に、議案第2号、番号4の案件につきまして審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、6ページをお願いいたします。

議案第2号、番号4の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の7ページから9ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の7ページをお願いいたします。

この案件につきましては、解体工事業を営む譲受人の資材置場が不足していることから、利用している資材置場の隣接地である申請地を資材置場にするため転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、西側水路へ流れる計画となっております。

8ページに位置図、それから9ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断をいたしております。

許可の基準といたしましては、第3種農地に立地困難な場合、許可できることから、農地転用は許可し得ると判断しております。

以上、議案第2号、番号4の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

7番、〇〇です。地元の農業委員として2月16日に〇〇委員さんとか〇〇推進委員さん、事務局で現地確認をしまして、その時の話では地元の同意ももらっている、だから問題ないということでした。

ちょっと高台にあって、そのまんま使われるようなんですけど、そのあと私たち農業委員と推進委員と現場で話しましたところ、残土・砂利置場に沈殿池などがなく雨水。そうすると動かした泥とか残土ですからちょっとにごった水、そのまま水路に流れるようなんですよね。下流の問題もあり、地元はどんな同意をしたのか聞きたいとなり、言ってもらいました。地元は周りに迷惑はかけない、被害を出さないようにと言ったそうです。

本来、下流の同意をもらってほしいですけど、事務局は地元の同意は任意だからということです。多分それも無理でしょう。

ですから今後、地元の問題だけではなく、水路を考えた問題にしてください。私たちとしてはそういう要望をします。

取水をしている大きな川のにごった水よりも、もっと色がついた水が水路に流れて田んぼに入るので、ぜひともそれを考えてほしいと思います。

以上です。

議長

ただ今、〇〇委員から御意見をいただきましたが、ほかにはございませんか。

はい、〇〇委員どうぞ。

9番委員

9番の〇〇です。今の〇〇委員の補足になりますけど、ちょっとこの平面図で、地形的に、もう土砂が流れる、昨日の雨で恐らく流れ込んどろうばってん。流れ込むような状態の田んぼたいね、これ。そいけん、やっぱ下流の〇〇町の推進委員さんがやっぱり心配されて、にがり水が来たら困るっちゅうことで、一応〇〇町の区長・生産組合長さんに確認をしたとこ

ろ、今後見守っていくということで〇〇町は了解をされているそうです。

以上、追加の補足の説明です。

議長

はい、ありがとうございます。

ただいま〇〇委員から御意見いただきましたが、ほかにございませんか。

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号4の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積計画について26件、79筆でございます。

議案第3号、番号1から番号26につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、7ページから15ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により26件、79筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、15ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

15ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」、「畑」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が9万7,626.36平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が50件、7万7,331平方メートル、使用貸借権が29件、2万295.36平方メートル、総合計が79件、9万7,626.36平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人26名、借人15名、申請枚数は26枚となって

おります。

以上の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第3号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので質疑を求めますが、議案第3号、番号3、番号4及び番号8から番号10の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、委員の退席を求めます。

最初に、番号3、番号4につきましては、議事参与の対象が私となりますので、議長を交代し審議終了まで退席させていただきます。その間、議長は〇〇〇〇会長代理にお願いいたします。

(5番委員退室)

議長（会長代理）

それでは、会長が議事参与の制限により退席されましたので、私がこれより議長を務めさせていただきます。

議案第3号、番号3、番号4の案件について質疑を求めます。

ないようですので、質疑を終了します。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号3、番号4の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件については原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

それでは、議長を〇〇会長のほうと交代いたします。

(5番委員入室)

議長

次に、番号８から番号10の案件について審議いたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

（８番委員退室）

議案第３号、番号８から番号10の案件について、質疑を求めます。

ありませんか。

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第３号、番号８から番号10の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

（８番委員入室）

次に、議案第３号、番号３、番号４及び番号８から番号10を除く案件について、質疑を求めます。

ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第３号、番号３、番号４及び番号８から番号10を除く案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号を議題といたします。

議案第4号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について3件、5筆でございます。

議案第4号、番号1から番号3につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、16ページをお願いいたします。

議案第4号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について、鳥栖市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づいて3件、5筆のあっせんの申し出がございました。

番号1から番号3まで、一括して御説明をいたします。

別冊資料2の1ページをお願いいたします。

農地の所在、地目、面積、所有者等については、農地移動あっせん希望一覧の記載のとおりでございます。

農地の位置については、2ページ以降の地図のとおりでございますので、御確認をお願いいたします。

議案第4号、番号1は○地区の○○町の案件でございますので、○○○○農業委員、○○○○推進委員を指定したいと考えております。番号2は○地区の○○町の案件でございますので、○○○○農業委員、○○○○推進委員を指定したいと考えております。番号3は○地区の○○町の案件でございますので、○○○○農業委員、○○○○推進委員を指定したいと考えております。

皆様の承認の後、あっせん委員として活動をしていただくこととなります。

以上、議案第4号、番号1から番号3の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので質疑を求めますが、議案第4号、番号2の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、委員の退席を求めます。

○○○○委員の退席を求めます。

(9 番委員退室)

議案第 4 号、番号 2 の案件について、質疑を求めます。

ありませんか。

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 4 号、番号 2 の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(9 番委員入室)

次に、番号 2 を除く案件について、質疑を求めます。

ございませんか。

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 4 号、番号 2 を除く案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第 1 号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、17ページをお願いいたします。

報告第 1 号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして 2 件、2 筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し 6 か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

議長

ただ今、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いいたします。

次に、その他の事項で、まず事務局からお願いします。

事務局

先日ですけれども、能登半島地震義援金ということで義援金のほうを鳥栖市農業委員会としてお送りしたいということで通知のほうを送らせていただいております。

御案内をしておりました案件につきまして、皆様に御賛同いただきましたので、鳥栖市農業委員会から義援金をお送りすることといたしますので、御承知のほうお願いしたいと思っておるところが1点、御報告でございます。

あと、2点目ですけれども、農地の貸し借りのことにつきまして、令和7年4月から、原則農地バンク経由というところで、利用権設定のほうが変わってまいりますので、それにつきまして公社のほうがパンフレットを作りましたということで通知のほうが来ております。

まだ、変わってなかなか情報もないところではございますけれども、こちらのほうに変わるというところでの認識のほうをお願いしたいというところでの御案内になっておるところでございます。

御不明な点があるかと思えますけれど、まだ事務手続について進めているようなところで、詰め切れてないところもありますので、取りあえずは変わりますというところでの御案内を周知しているところでございます。

以上になります。

議長

ほかに、皆さんのほうで何かございますか。

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

7番、〇〇です。さっきの3号議案、賛成したけど、ちょっと気になるところがあったので伺いますけど。名前をこうしたら、多分、買った田んぼを貸している人がおると思うんですよ。大体、自分で作るから買っている条件ですよ。

だけど、貸したっちゃうことは、買うとき自分が作るっちゃうて、農業委員会に持って来ればいいということですね。そのあと、頼んでもいい。

だけど、こうして自分が作っていないって出たらこの次は買えなくなるんじゃないですか。どうでしょうか。

議長

じゃあ、〇〇委員お願いします。

1 番委員

農地がありますね、農地を売買で買われたとして、その申請を出すときには、自作とって買われたということでございましょう。それを自作しないで、よその方につくっていただくということはいけないことでは。自作ということで提出をしてあるから、いけないことではないだろうかと。

そして、その方が、またそういうことを繰り返されるんじゃないかということをおっしゃってますでしょう。自作ってということで農業委員会がそこはもう認めてあるわけですよ。自作なさるってということで、認めてあるわけでしょう。それを自作しないで、第三者におまかせですよ。

議長

はい、〇〇委員どうぞ。

7 番委員

私だけの問題じゃなしにあちこちであっていると思いますから、農業委員としては問題だろうと私は思っております。

議長

今回の案件にそれが入っているということですか。

はい、事務局、お願いします。

事務局

言っている内容については、分かったように思うんですけども、結論としてどれをお尋ねなのかが、ちょっとよく分からなかったんですが。

借りることがどうなのかって言われてあるのか、買うのがどうなのかっていうことなんですか。

議長

はい、〇〇委員どうぞ。

7 番委員

今日のとは同意したんですよ、貸し借りのあれはもう。荒れたらでけんし、作ってもらわんけど、今後の問題ですよ。売買が、以前も問題あったでしょう。そのとき作るっちゅうて作らんやったら問題になるっちゅう、あれが出とった。

だから、今度もそういうことがあったら、でしょうし。以前もそういうとにお目こぼしっちゅうか、確認取ったと事務局は言うけど、作っていないならこれも問題ですよ。ねっちゅうことです。

以上です。

議長

はい、事務局、お願いします。

事務局

申請時点につきましては以前お答えしたところで、耕作をされるというところでの計画を立てていただいてやっておるところでございますので、そういう状態でないということであれば言われるとおり問題だと思います。

以上です。

議長

はい、〇〇委員どうぞ。

9 番委員

一旦、休憩をと思います。

議長

すいません、ここで一旦休憩に入ります。

(休憩中)

それでは、再開したいと思います。

ほかにございませんか、皆さんのほうから。

ないようですので、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和6年3月19日火曜日、午前9時半より3階大会議室で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____